

改正

平成25年2月1日告示第3号

平成28年4月1日告示第75号

平成28年6月20日告示第125号

金ケ崎町地域づくり協働補助金交付要綱

(目的)

第1 町民と町が一体となって協働のまちづくりを推進するため、町民自らがまちづくりや地域づくりに関心を持ち、まちや地域の活性化に寄与する自主的な事業に要する経費に対し補助金を交付するため、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるため、金ケ崎町地域づくり協働補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を定める。

(補助金交付の対象事業及び補助金の額)

第2 補助金交付の対象及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業	交付対象者	補助金の額	
自治公民館建設事業	自治会	新築	建築費の3分の1に相当する額。ただし、次の区分により限度額を定める。 建築面積66㎡未満は700千円 建築面積66㎡以上83㎡未満は1,000千円 建築面積83㎡以上は1,200千円
		増築及び改修	当該面積が9.9㎡以上となる場合で、事業費が300千円を超える場合、その経費の3分の1に相当する額。ただし、限度額を200千円とする。
		設備	町長が特に必要と認める場合で、事業費が300千円を超える場合、その経費の3分の1に相当する額。ただし、限度額を200千円とする。
自治会等育成	自治会	町内の自治会の育成支援のため、一の行政区内にある一の自治会	

支援事業		に対して、予算の範囲内の額
	自治会連合会	町内の自治会連合会の育成支援のため、自治会連合会に対して、予算の範囲内の額
	町自治会長連絡協議会	町自治会長連絡協議会の育成支援のため、町自治会長連絡協議会に対して、予算の範囲内の額
協働支援事業	自治組織及びNPO法人並びに構成員10名以上の団体	町民が主体となつて行う事業又は自治組織が行う事業については、各自治組織が策定している地域づくり計画に記載されている事業及び地域づくり計画策定に要する経費で、予算の範囲内で1事業あたりの限度額を300千円とする。ただし、備品購入に相当する分の限度額は150千円とする。
地域活性化事業	地域活性化委員会	各地区生涯教育センター毎に設置されている地域活性化委員会に対して、予算の範囲内の額

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 補助金の申請は、1会計年度について1回とし、繰越しは認めない。

(補助対象外事業)

第3 次の各号に掲げる事業は、補助事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とした収益事業
- (2) 宗教的・政治的な事業
- (3) その他この補助事業の趣旨に反する事業

(補助金の申請)

第4 補助金を受けようとする交付対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5 町長は補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。ただし、協働支援事業に関しては、その申請内容を事業補助金審査委員会で審査し、相当と認めるときは、上記のとおり通知するものとする。

(事業補助金審査委員会)

第6 事業補助金審査委員会は、副町長、教育長、中央生涯教育センター所長、町自治会長連絡協

議会から推薦された者2名の合計5名で構成し、事業補助金審査委員会の委員長は副町長があたり、

(補助金の前金払)

第7 補助金の交付決定を受けた者で補助金の前金払いを受けようとするときは、補助金前金払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該事業の内容を精査し、適当と認められた場合は前金払いすることができる。

(実績報告)

第8 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第9 町長は第8により提出のあった補助事業実績報告書を審査し、補助金交付決定条件に適合すると認めたときは、補助金交付(精算)請求書(様式第5号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付または精算する。

(補助事業の変更)

第10 補助金交付決定後に事業内容を変更しようとする者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は速やかに補助事業変更届(様式第6号)により町長の承認を得るものとする。

(1) 補助対象経費の10分の3以上の変更

(2) 補助対象事業の実施内容及び実施箇所、その他事業内容の重大な変更

(補助事業の中止)

第11 補助金交付決定後に事業を中止しようとする者は、補助事業中止届(様式第7号)により町長の承認を得るものとする。

2 中止しようとする事業が中途の場合でも、それまでに要した費用に対する補助金は交付しないものとする。

(調査・報告)

第12 町長は必要に応じ、補助金の交付を受けた者の経過及び成果等について調査を行い、または報告を求めることができる。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

前 文 (抄) (平成25年2月1日告示第3号)

平成24年10月1日から適用する。

様式第1号（第4関係）

様式第2号（第5関係）

様式第3号（第7関係）

様式第4号（第8関係）

様式第5号（第9関係）

様式第6号（第10関係）

様式第7号（第11関係）